

○北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

制 定 平成19年4月2日条例第18号
最近改正 令和7年2月7日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 所掌事務及び組織（第2条―第7条）
- 第3章 審査請求に係る調査審議の手續（第8条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条―第18条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図るため、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2章 所掌事務及び組織

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる法律及び条例の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。
 - ア 北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「情報公開条例」という。）第18条
 - イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項
 - ウ 北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項
- (2) 実施機関（広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該実施機関が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議すること。
- (3) 北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第1号）第10条に規定する場合において、実施機関（議会を除く。）の諮問に応ずること。
- (4) 議会個人情報保護条例第47条に規定する場合において、議長の諮問に応ずること。

2 審査会は、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験者その他広域連合長が適当と認める者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（臨時委員）

第5条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、広域連合長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。
- 4 前条第4項の規定は、臨時委員について準用する。

（会長）

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、委員（議長である委員及び議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 審査請求に係る調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関（情報公開条例第18条又は法第105条第3項において準用する同条第1項若しくは議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書であって、情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は保有個人情報（法第60条第1項若しくは議会個人情報保護条例第2条第2項に規定する保有個人情報であって、法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第21条第5号アに規定する開示決定等、法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第36条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第43条第1項に規定する利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、第8条第1項の規定により提示された対象公文書等閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第9条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した

書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(審査請求に係る答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第4章 雑則

(意見の聴取等)

第15条 審査会は、その所掌事務(第2条第1項第1号に掲げる事務を除く。)を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が、審査会に諮って定める。

(罰則)

第18条 第4条第4項(第5条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平27.2.19条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平28.2.18条例2)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令5.2.13条例2)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令7.2.7条例1)

この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。